長浜バイオ大学における研究不正行為の防止に関する規則

2015年7月21日 規程 第139号

(趣 旨)

第1条 この規則は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)、および「科学研究における健全性の向上について」(平成27年3月6日 日本学術会議)に基づき、長浜バイオ大学における研究活動上の不正行為の防止に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- **第2条** この規則における「研究者等」とは、長浜バイオ大学(以下「本学」と言う)に 雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究活動に従事 する者をいう。
- 2 この規則における「研究活動上の不正行為」とは、故意、又は重大な過失、基本的な 注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、盗用、及びこれらの行為に準ずる 行為を言う。

(研究者等の責務)

- **第3条** 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他不適切な行為を行ってはならず、また他者による不正行為の防止に努めなければならない。
- 2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データ、その他の研究資料等(以下「研究資料等」と言う)を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(研究資料等の保存期間)

- **第4条** 研究資料等の保存期間は、原則として、当該論文などの発表後 10 年間とする。但 し、紙媒体の資料については、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合に は、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。
- 2 試料 (実験試料、標本) や装置など「もの」については、当該論文などの発表後 5 年間保存することを原則とする。但し、保存・保管が本質的に困難なものや、保存に膨大なコストがかかるもの(生物系資料など)はこの限りではなく、第7条で規定する委員会が別に定める。

(統括管理責任者)

第5条 学長をもって、研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止に関し、大学全体を統括する権限と責任を有する統括責任者に充てる。

(研究倫理教育責任者)

- **第6条** 学部長をもって、研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為を防止するための、 研究倫理教育責任者に充てる。
- 2 研究倫理教育責任者は、研究者等に対して研究倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。また、大学院生・学部生等の学生に対しては、それぞれに適した研究倫理教育が行われるよう努めなければならない。

(研究不正防止委員会)

- **第7条** 研究活動上の不正を防止するため、次に掲げる事項を任務とする委員会を設置する。
- (1) 研究活動上の不正を予防するための体制整備
- (2) 研究倫理教育の計画と実行
- (3) その他研究活動上の不正防止に関すること
- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
- (1) 学部長
- (2) 事務局長
- (3) 学長が指名する教員若干名。
- (4) 大学管理運営機構総務担当課長
- (5) 研究推進機構事務室マネージャー
- (6) その他 必要により委員長が指名する教職員若干名
- 3 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。
- 4 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、研究不正防止委員会において定める。

(事 務)

第9条 本規則に係る事務は、大学管理運営機構事務室総務担当が担当する。

(改 廃)

第10条 この規則の改廃は、研究不正防止委員会の議を経て、学長が行う。

付 則

この規則は、2015年7月21日から施行する。但し、2015年4月1日から適用する。